

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年10月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300103 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300024 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の船舶所有者 A 氏における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から昭和 34 年 1 月 1 日まで

B 丸に無線通信士として勤務していた期間の船員保険の記録がない。しかし、B 丸の当時の同僚から年金を受給していることを聞いたので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した船員手帳によると、請求者は、A 氏が船舶所有者である B 丸に通信士として、昭和 30 年 3 月 28 日（雇入れ）から同年 8 月 25 日（雇止め）までの期間及び昭和 31 年 4 月 5 日（雇入れ）から同年 7 月 26 日（雇止め）までの期間において、雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者 A 氏（B 丸）に係る船員保険被保険者名簿によると、同所有者は、昭和 33 年 3 月 26 日に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっている上、国土交通省九州運輸局が提出した船舶原簿によると、B 丸の所有者は、相続により変更され、変更後の所有者によって設立された C 社も既に解散しており、解散時の取締役は、同社が法人になる前の B 丸の乗組員に係る乗船記録、賃金台帳等の資料を引き継いでいない旨陳述している。

また、船舶所有者 A 氏（B 丸）に係る船員保険に関する資料を保管しているとする D 漁業組合は、保管している資料の中に請求者の名前はない旨回答している。

さらに、国土交通省九州運輸局は、雇用期間を確認できる資料は保管していない旨回答している上、総務省九州総合通信局は、請求期間における請求者の無線従事者選任期間を証明する資料は確認できない旨回答している。

加えて、前述の船員保険被保険者名簿に請求者の船員保険被保険者記録はなく、請求者に係る船員保険被保険者台帳にも船舶所有者 A 氏（B 丸）に係る記録はない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として、請求期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300137 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300025 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 12 月 30 日から平成 2 年 1 月 1 日まで

私は、転職のため平成元年 12 月末日に A 社を退職したが、年金の記録では同年 12 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっており、同年 12 月の厚生年金保険被保険者記録が 1 か月欠落している。A 社を退職したのは平成元年 12 月末日なので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法第 14 条には、厚生年金保険被保険者資格の喪失の時期について、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する旨規定されているところ、オンライン記録で確認できる請求者に係る A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成元年 12 月 30 日）は、雇用保険の被保険者記録で確認できる請求者の同社における離職年月日（平成元年 12 月 29 日）と符合している。

また、A 社は、請求期間当時の人事記録等は残っておらず、請求者の退職時期及び厚生年金保険被保険者資格の喪失に関する届出については不明である旨回答していることから、請求者の同社における退職日について確認することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。